

栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）の骨子（案）

平成24年3月28日
県民生活部原子力災害対策室

1 策定の趣旨

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、栃木県においても、農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、現在もなお県内経済や県民生活等に多大な影響が及んでいる。

本県には原子力発電所は存在しないが、近隣県において大規模な原子力施設で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本県の対応を明確にするため、「栃木県地域防災計画」に「原子力災害対策編」を新設する。

2 基本的な考え方

(1) 目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、近隣県に所在する原子力事業所において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、県、市町、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、県民の安全・安心を確保することを目的とする。

(2) 策定に当たっての視点

○ 複合災害への対処

原子力災害と地震、台風などの大規模な自然災害が同時に又は相前後して発生した場合に、円滑な通信連絡手段や物資調達方法を確保できる体制を整備する。

○ 原子力災害の初期段階における即応体制の確保

特定事象発生時等における情報収集・連絡体制を整備するとともに、どのような体制でどのような意思決定等を行っていくのか、手順や役割分担等を明らかにする。

○ 原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処

原子力災害の影響は広域に及ぶことを踏まえて、避難等について市町村間の調整を行うとともに、県境を越える対策が必要な場合は、広域的な防災対策の調整等を実施していく。

○ 県民の健康対策、除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理等への対処

安定ヨウ素剤の配布や健康調査等により、県民の健康保全を徹底するとともに、放射性物質汚染対処特措法と同様の仕組みを前提として、除染等の措置に係る体制や放射性物質により汚染された廃棄物の処理について定める。

○ 災害時要援護者への十分な配慮

災害時要援護者については、あらかじめ避難方法等を検討するなど平常時から対策を講じ、災害時には十分に配慮しながら対策等を行う。

3 計画において規定する主な事項

(1) 総則

ア 策定に際し尊重すべき指針

- この計画の作成又は修正に際しては、国の原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）を十分に尊重するものとする。（平成24年4月改定予定）

イ 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

- 原子力安全委員会では、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）について、原子力施設から概ね50 kmを目安として、体的な対応を検討するとしている。
- 茨城県東海第二発電所から本県東部の県境までの距離が約32 kmであり、PPAを原子力施設から50 kmの範囲とした場合、本県の一部の地域が該当する。

ウ 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

- 近隣県において発生した、福島第一原子力発電所事故と同程度の事故を基本とするが、本県の一部の地域がPPAに含まれることについても想定する。
- 隣県においては、福島県、茨城県及び新潟県に原子力発電所が所在しているため、本県の原子力災害対策は、これらを対象として想定する。
- 原子力発電所等大規模な原子力施設以外に、県内の放射性物質取扱事業所や、核燃料の輸送中のテロ、事故等についても想定する。

エ 防護措置の意思決定手順

- 防護措置の実施に当たっては、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性等を踏まえ、主として緊急事態の区分と区分決定のための施設における判断基準（緊急時活動レベル（EAL））及び環境における計測可能な判断基準（運用上の介入レベル（OIL））に基づき、迅速な判断ができるよう意思決定手順を構築する。

オ 防災上重要な機関の実施責任等

- 県、市町村、原子力事業者、防災関係機関等、防災上重要な機関の実施責任や業務大綱等を規定する。

(2) 災害予防対策に関する事項

ア 初動体制の整備

- 国、近隣県、市町村、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努める。
- 体制整備に当たっては、地震等との複合災害に備える（職員の緊急連絡・参集、連絡手段、モニタリング手段の確保・充実等）。また、連絡責任者、連絡先や優先順位等について明確にしておく。

イ 住民等への情報伝達体制の整備

- 屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等、提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理する。

ウ 避難活動等体制の整備

- モニタリング結果や分析データを踏まえ、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保する。
- 避難所、避難・屋内退避の方法等に関して、日頃から住民へ周知する。
- 避難所や避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を確保する。
- 災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等を整備する。

エ モニタリング体制の整備

- 県は、福島第一原子力発電所事故において実施した対応状況を踏まえ、モニタリング実施計画や、モニタリングの対象ごとに実施要領等を策定する。
- 周辺環境への放射性物質による影響を把握するため、モニタリングポスト、放射線量計等の設備・機器等を整備するとともに、その操作の習熟に努める。
- 複合災害により、モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

オ 住民等の健康対策

- スクリーニング、人体への除染等を実施するため、資機材や人員を確保する。
- 安定ヨウ素剤の適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備、緊急時の手順や体制を整備する。
- 初期被ばく医療を中心とした医療体制を構築する。
- 飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制を整備する。

カ 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

- 農林水産物の検査及び出荷制限に関する体制を整備する。
- 食品の流通に関する実態を把握しておく。

キ 児童生徒等の保健・安全対策

- 原子力災害に備え、児童生徒、教職員等の安全を確保するため、原子力災害時の学校等における連絡体制、保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備、教職員等の役割分担を平素から明確にしておくなど、体制を整備する。

ク 緊急輸送活動体制の整備

- 迅速・円滑に輸送を行うための交通管理体制等を整備する。

ケ 住民等に対する普及・啓発活動

- 住民に対し、災害時において適切な行動等が可能となるよう、放射線等に関する知識について、様々な手段により広報活動を実施する。

- 原子力防災業務に携わる職員に対して、役割分担、任務の内容、手順等について、教育・研修等を行う。

コ 防災訓練の実施

- 関係機関の連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進するとともに、複合災害等を想定した訓練の実施を検討する。

(3) 災害応急対策に関する事項

ア 災害対策本部等の設置

- 県は、近隣県における特定事象発生情報を把握した場合、危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置し、速やかに人員の確保、情報の収集・連絡が行うことができるよう必要な体制を整備する。
- 県内で原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき、その他知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

イ 情報の収集・連絡等

- 近隣県で特定事象が発生した場合、国、近隣県に情報の提供を求め、又は自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、県内への影響等の把握に努める。
- 特定事象には至っていないが、その可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故等に関し、警戒事象として連絡体制を確立する。
- 県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避等が必要となった場合、必要に応じて、原子力災害合同対策協議会へ職員を派遣する。

ウ 住民等への情報伝達

- 情報提供及び広報にあたっては、国や近隣県、原子力事業者と連携し、情報の一元化を図る。
- 災害時要援護者、外国人等の一時滞在者にも情報が伝達されるよう配慮する。

エ 屋内退避、避難収容等

- 特定事象発生時、災害時要援護者の早期避難を開始するとともに、移動中及び避難所におけるケアに配慮する。
- 原子力緊急事態宣言発出後の周辺地域への放射性物質の拡散状況等を踏まえた、PPA内の緊急時防護措置（屋内退避、避難等）を実施する。
- 県外からの避難者の受入れについて、必要に応じて、県の保有する施設を避難所として提供し、市町に対しても設置するよう要請する。

オ モニタリング活動

- モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、環境における放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。

カ 医療活動等

- 国、市町村、指定公共機関等と連携し、災害対応の段階や対象区域等に応じたスクリーニングを実施する。
- 国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に要請する。
- 安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、速やかに配布・服用を実施する。

キ 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

- 出荷制限の要否を判断するため、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施し、当該結果の公表及び関係者への情報提供を行う。
- 検査の結果、基準値を超過した食品等が発見された場合は、速やかに関係団体等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県民に対し周知する。

ク 児童生徒等の保健・安全対策

- 学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

ケ 緊急輸送活動

- 迅速・円滑に避難を行うための交通規制等の措置を行う。

(4) 災害復旧対策に関する事項

ア 住民等の健康対策

- 住民等に対し、心のケアを含む健康相談を実施する。
- 必要に応じて、地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

イ 風評被害対策

- 農林水産物等については、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。
- 工業製品や加工食品等については、速やかな放射線量の測定により、県内企業の輸出等に係る安全確認を積極的に支援していく。
- 放射性物質に関するデータの収集により安全性を把握した後、安全宣言を行うとともに、安全性に関する情報を国内外に対して積極的に発信していく。

ウ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- 国が示す除染の方針及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

エ 損害賠償

- 原子力事業者に対し、損害賠償請求を実施するにあたり、必要な手続きの周知や資料の作成等について、関係団体を支援する。